

ニュース・レター

第39号 2010.12.10

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8698
郵便事業株式会社 銀座支店
郵便私書箱2346号

TEL:03-5319-1773 FAX:03-5319-1774

C O N T E N T S

内閣府犯罪被害者等施策推進室長への質問状	03	公訴時効の廃止・延長について	07
内閣府犯罪被害者等施策推進室長からの回答書	04	活動報告	08
内閣府犯罪被害者等施策推進会議会長への要望書	05	幹事会報告、各地集会、弁護団会議報告	09
新たな被害者補償制度の創設をめざして	06	大会・シンポジウムのお知らせ、会員の声	13
犯罪被害者等基本計画見直しについて	06	報道おぼえがき	14

内閣府犯罪被害者等施策推進室は何を考えているのか

代表幹事 岡村 勳

内閣府犯罪被害者等施策推進室は、平成22年度犯罪被害者白書には、性犯罪被害者小林美佳氏の手記を載せ、12月1日開催される内閣府主催の犯罪被害者週間国民の集い中央大会では、同氏をパネリストとして起用している。

私たちが必死に闘って実現した犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等の尊厳を尊重される基本理念のもとに、犯罪被害者の刑事司法への参加の拡充を基本施策として掲げた。

そしてこれを受けて、刑事裁判への被害者参加、損害賠償命令、少年審判の被害者傍聴、凶悪犯罪の公訴時効の廃止、大幅延長という制度となって実現したのである。

この実現に猛烈に反対したのが日本弁護士連合会だが、犯罪被害者である片山徒有氏、小林美佳氏らも「被害者と司法を考える会」を作つて反対したのには驚いた。なぜ被害者が被害者の権利を獲得することに反対するのか、加害者を守ろうとするのか、どう考えても分からぬ。「被害者と司法を考える会」が被害者団体といえるのか構成内容を明らかにしないので不明だが、日本弁護士連合会や報道機関は、「被害者団体の中にも参加等に反対の団体がある」と言い触ら

している。

2007年5月29日、衆議院法務委員会に片山氏が出席して被害者参加制度に対する反対意見を述べたが、その時の片山氏の随行者が小林氏であった。

小林氏、片山氏は、少年審判の被害者傍聴にも反対している。

殺人などの凶悪犯罪の公訴時効の廃止、大幅延長、改正法の遡及適用の法改正は、犯罪被害者の熱望によって、今年4月27日、衆参両院で可決された。性犯罪についていえば、25年だった強盗強姦致死の公訴時効は廃止され、強制わいせつ等致死、強姦等致死、集団強姦等致死の公訴時効は15年から30年へと延長され、また法律改正以前の犯罪についても改正の法律が遡って適用(遡及適用)されることになった。

一般には法律が国会を通過しても、実施までに相当の日時がかかるのが普通であるが、公訴時効の法改正は、法律が国会を通過したその日に施行された。国会通過後、即日公布を決める持ち回り閣議を行い、陛下のご署名、御印を頂き、官報に印刷し、印刷した官報を掲示して公布するなど、異例の措置が取られた。これは、この日の24時に公訴時効が成立する殺人の

未解決事件があり、何とかこの被害者を救いたいと法務省が努力してくださったのである。

性犯罪被害者である小林氏は、今度は賛成するだろうと思ったが、そうではなかった。被害者運動を行うのなら、性犯罪被害者を敵に回す「被害者と司法を考える会」を退会した方がよいと、私は何回か人をして小林氏に忠告したが、聞き入れなかつた。

小林氏の行動は、性犯罪被害者のみならず、多くの被害者を憤らせ、傷付けた。小林氏は、犯罪被害者等基本法の基本施策を否定し、被害者の権利実現の妨害者である。

犯罪被害者週間とは、犯罪被害者等基本法の基本理念、精神を国民に伝え、尊厳、被害者の刑事司法上の権利、人権を実現するための啓発活動期間であり、単に犯罪被害者の実情を 국민に知らせるだけの期間ではない。

犯罪被害者白書も同じだ。犯罪被害者の実情告白なら、犯罪被害者等基本法を否定する者の手記でも何でもよい、というわけではないはずである。当会は、

内閣府犯罪被害者等推進室に対して、小林氏の手記掲載の理由の説明を求めるとともに、同氏をパネリストとから除外することを求めた（3 ページ）。ところがその回答（4 ページ）は、「小林氏が各方面で性犯罪被害の実情を話しておりパネリストとしてふさわしく、手記は被害者の権利を妨害しているものではない」というもので、犯罪被害者等基本法に反対するものを起用してよいかとの当会の本質的な質問には、一切答えていない。

内閣府推進室は、犯罪被害者等基本法を守ろうとする意欲を失い、その日その日を適当に転がして行けばよいという官庁に成り下がっているとしか思えない。

被害者のためにと熱気に溢れた発足当時の推進室の情熱はどこへ行ったのか。

被害者週間の大会も、業者に入札させ、心の通わないものになったとの批判も聞く。

そこで当会は、内閣府犯罪被害者等推進会議会長仙谷由人官房長官、特命担当大臣、同推進委員に適切な対処を要求した次第である（5 ページ）。

2010年11月5日

内閣府犯罪被害者等施策推進室
室長 太田裕之 殿

全国犯罪被害者の会(あすの会)
代表幹事 岡村 熊

いつもお世話になり有り難うございます。

ところで平成22年度犯罪被害者白書には、小林美佳氏の手記が載せられ、さらに本年12月1日開催の犯罪被害者週間国民の集い中央大会においては、同氏がパネルディスカッションのパネリストになるとのことでございます。

小林美佳氏は、「被害者と司法を考える会」の運営委員であります。同会は、日本弁護士連合会と歩調を同じくし、被害者参加、損害賠償命令、少年審判の被害者傍聴、凶悪犯罪の公訴時効の廃止に反対し、犯罪被害者の運動を妨害して参りました。

私たちは、小林氏に対し、人を介して性犯罪の被害者として活動するのなら、犯罪被害者の権利の実現を妨害をする同会を退会すべきだと再三忠告しましたが、これを拒否し今日に至っております。この間の事情は、太田室長に報告しております。

申すまでもなく、犯罪被害者週間は、犯罪被害者を哀れみと支援の対象として捉えるべきでなく、犯罪被害者の尊厳とそれを守るに相応しい権利の実現を目指す週間として制定されたものであります。

その犯罪被害者週間において、犯罪被害者の権利実現を妨害してきた小林美佳氏（性犯罪の公訴時効延長にさえ反対しています）をパネリストにすることは、犯罪被害者週間の趣旨に反するだけでなく、一般犯罪被害者の感情を逆撫でするもので、内閣府の見識を疑わざるを得ません。

また、内閣府は、平成22年度被害者白書に於いて、同氏の手記を掲載いたしました。犯罪被害者の権利獲得に妨害し続けたものを、体験談を出版したからといって、手記を掲載するというのは、どのような根拠によるのでしょうか。この手記が犯罪被害者の反感を招いていることを、内閣府はご存じないですか。

以上により、当会は、内閣府に対して、次のことを要望及び質問いたします。

要望及び質問

1. 小林美佳氏を犯罪被害者週間のパネリストから除外すること
2. 犯罪被害者であるならば、被害者の権利の実現を妨害するものでも、被害者白書に手記を掲載させるのですか

以上

平成22年11月8日

全国犯罪被害者会（あすの会）
代表幹事 岡村 熊 殿

内閣府犯罪被害者等施策推進室長
太田 裕之

平素、犯罪被害者等施策の推進についてご協力いただき、ありがとうございます。

先般、国民のつどい等についてご要望・ご質問をいただきましたことについて、以下のとおりご説明させていただきます。

今回の犯罪被害者週間国民のつどい中央大会のパネルディスカッションは、性犯罪被害者施策の一層の充実を図るため、「性犯罪被害者支援の現状と今後」というテーマで議論することとしたものです。

性犯罪被害については、潜在的には相当数あるものの、性犯罪という特殊性から表面化されにくいと言われており、その実情は正しく理解されていないのではないかと考えております。そのような中、過去に内閣府でも講演しており、また、各方面にて実名で性犯罪被害の実情をお話しされ、ご自身も、多くの性犯罪被害者からお話をうかがっている小林氏が、今回のテーマのパネリストとしてふさわしいのではないかと考え、被害者個人としての経験・ニーズなどを踏まえてお話ををしていただくべく、パネリストをお願いした次第であります。当日は、性犯罪被害を含め、犯罪被害者と取材報道を主なテーマにしている記者、性犯罪被害者のケアを行っている産婦人科医、性犯罪被害者に最初に接する現場の警察官にもご参加いただき、議論をしていく予定です。

また、平成22年版犯罪被害者白書における小林氏の手記についてですが、当窓としましては、性犯罪被害者の置かれた状況を国民に紹介するものとして掲載したものであり、被害者の権利の実現を妨害している内容であるとは認識いたしておりません。

以上、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

2010年11月15日

内閣府犯罪被害者等施策推進会議

会長 仙谷由人 殿

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡村 熊

いつも犯罪被害者のため格別のご助力を頂き有難うございます。

早速ですが、2010年11月5日付けをもって太田裕之内閣府犯罪被害者等施策推進室長に対して、別紙1の質問及び要請の文書をお送りしたところ、別紙2の通り回答がありました。

平成22年度犯罪被害者白書には、性犯罪被害者小林美佳氏の手記が載せられ、さらに本年12月1日開催の犯罪被害者週間国民の集い中央大会においては、同氏がパネルディスカッションのパネリストになるとのことでございます。

小林美佳氏は、性犯罪体験記の出版、講演などを行っている性犯罪被害者ではありますが、「被害者と司法を考える会」の運営委員として、被害者参加、損害賠償命令、少年審判被害者傍聴、凶悪犯罪の公訴時効の廃止／大幅延長／遡及適用など、犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画に基づく犯罪被害者の権利の確立に悉く反対してきた人物であります。

性犯罪についていえば、公訴時効期間25年であった強盗強姦・強盗致死、強盗強姦致死の公訴時効が廃止になり、同15年であった強制わいせつ等致死、強姦等致死、集団強姦等致死の公訴時効が30年に延長されましたが、小林氏はこれにも強く反対しております。

小林氏は、公訴時効の延長は、被害者の苦しみを増すことになると言いますが、何を根拠に言うのでしょうか。公訴時効が完成した未解決事件被害者の苦しみは想像を絶するものであります。冤罪事件で再審無罪となった菅谷さん事件の真犯人は、時効完成で青天白日の身となり、真犯人を捕まえて欲しいと願う菅谷利和氏の願いも叶うことはありません。公訴時効の廃止、延長は捜査費用を増大させ、支援者の増員も必要になることも反対理由に挙げています。被害者参加や、少年審判傍聴がどんなに被害者の救いになっているかはかり知れません。

小林氏の言動は、大きく被害者を傷付けています。

太田推進室長の回答は、当会の質問に答えていないのみか、犯罪被害者の求めているもの、被害者の尊厳、人権に対する最も大切なものを無視し、性犯罪体験者なら誰でもよい、犯罪被害者等基本法や基本計画の精神を理解しているかどうかは関係ない、被害者を傷付けるかどうかも関係ない、という回答であり、このような太田推進室長の姿勢は、政府において犯罪被害者の施策を推進する立場としてふさわしいものではなく、到底承服できるものではありません。

この問題について、犯罪被害者等施策推進会議の責任において、大多数の被害者の立場に立った適切な対処をしていただきますようお願ひいたします。

新たな被害者補償制度の創設をめざして

弁護士・幹事 高橋 正人

凶悪犯罪の被害に遭ったとき、国がきちんと面倒を見てくれると思っている人も多いのではなかろうか。

ところが、わが国の補償制度（犯罪被害者給付金制度）はそうはない。平成20年に改正されたとはいえ、まだまだお見舞い金的な性格しか持っていないのが実情である。

政府は、死亡事案で3000万、重篤な後遺障害で最高4000万が給付される自賠責保険並みに支給額が拡大されたというが、それだけの額が支給されるのは、50歳代の人で扶養家族が4人もいる場合に限られてしまい、同じく50歳代の人が一生寝たきりの生活を負う程の後遺障害を被った場合など例外的な場合に限られている。未成年者が殺害されても320万から460万しか支払われないのが実態である。

それだけではない。法律を骨抜きにする「通達」が警察庁から出されている。被害者と加害者との間に、交友関係、同一職場、同居、継続的な取引関係のいずれかがあって、それが事件の背景になっているときは支給額が3分の2に減額されるのだ。こういった関係が全くなく殺される人は通り魔事件の被害者くらいしか考えられないから、今の制度は、通り魔事件以外、常に減額するための制度だと言っても過言ではない。

さらに給付金制度は、一時金という形でしか支払われないから、被害者は当座の支出であつという間に使い切ってしまい、被害前の平穏な生活を取り戻すことは難しい。医療費に至っては、入院のため休業した所得保

障と併せて上限120万しか補償されないし、将来の介護費用、リハビリ費用、カウンセリング費用、交通費、自宅改造費などの環境整備費、義足代などに至っては全く補償されないから、将来発生するこれらの莫大な費用が被害者に重くのしかかっている。

そのため、被害者の多くは、生活保護や親類の援助でかろうじて生きているのが実情で、人間としての尊厳を守るどころの話ではないのである。

そこで、あすの会では、犯給法を抜本的に見直し、新たな補償制度を創設することを提案している。その骨子は、①治療費、将来の介護費用、リハビリ費用、カウンセリング費用、交通費、自宅改造費などの環境整備費、義足代などは全額、国が補償し、かつ、被害者が一旦払ってから後で還付を受けるのではなく、国が直接、病院や業者に払う現物支給方式とすること。②凶悪事件に遭うと通常、収入が激減するので、事件前の世帯全体の収入と事件後の世帯全体の収入の差額を年金という形で、元の生活に戻れるまで継続的に補償すること③当座の支出のための一時金も支給すること④将来の被害者だけでなく、過去の犯罪の被害者であっても今でも経済的に苦しんでいるのであれば補償すること（遡及適用）⑤交友関係などで減額しないことなどにある。

私たちの力で犯罪被害者が泣くことのない新たな被害者補償制度を作っていくうではありませんか。

犯罪被害者等基本計画見直しについて

副代表幹事 松村 恒夫

平成21年4月から岡村先生の後を受けて、犯罪被害者等施策推進会議に出席してきました。同年7月21日からは第一次基本計画の進捗状況について項目ごとに評価・検討が行われました。

損害賠償請求についての援助に関しては、損害賠償命令制度の導入により、犯罪被害者の損害賠償請求に当たっての負担軽減の効果があったものと評価さ

れる一方、法テラスにおける、被害者支援弁護士の紹介は、犯罪被害者の利便の向上につながったが、紹介された被害者支援弁護士による二次被害が見られるとの指摘があり、今後被害者支援に携わる弁護士の質の向上に取り組む必要性も指摘されました。給付金の支給にかかる制度の充実等については、犯罪被害者給付制度が拡充されたことは大きな改善であるが、実際

に給付された額を踏まえて拡充の効果について検証を行う必要性が指摘されました。刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備に関しては、被告人に直接質問が出来る事が評価され、刑事手続きにおいて被害者は証拠として扱われているにすぎず、当事者に相応しい扱いを受けていない」と批判された従来の状況については改善が図られたものと評価されました。しかしながら、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体からは、依然として犯罪被害者が関係する様々な問題について改善を求める要望が寄せられており、今後とも、5つの重点課題それぞれについて更なる取り組みの強化を図る必要があると総括されました。それらを踏まえて、本年に入り、被害者団体、被害者支援団体の要望をヒヤリングし、論点として取り上げるものA、担当省庁において検討し、担当省庁から計画案分の提出を求めるものB、検討の対象外とするものCと3グループに分類整

理されました。この中には、対象外項目Cであった公訴時効廃止/延長の刑事訴訟法改正が4月にいち早く成立施行されるなど目覚ましいものもあります。

論点として取り上げられている項目には犯罪被害者給付制度の拡充、犯罪被害者等給付金を生活保護の収入認定から除外すること、被害者参加人のための国選弁護制度の資力要件緩和、被害者参加人の国費による旅費負担、PTSD治療・カウンセリング等の公費負担等が含まれています。これらが第二次犯罪被害者等基本計画案骨子案となり、パブリックコメントの対象となりました。

当会では、特に現在の犯給法では、金額的にも低廉で、遡及もなく、年金制もなく、医療費払い等でも立て替え払いをさせられているなど、現在でも過去の犯罪のために苦しんでいる犯罪被害者を救済する新しい経済補償制度の新設を求めています。

公訴時効期間の廃止・延長について

ニュースレター38号で公訴時効の廃止・延長についてお伝えしました。従来の時効期間が、法改正に伴い、どのように変更されたのか、主なものを改めてご紹介します。

罪名	最高刑	従来の時効期間	法改正後の時効期間
殺人	死刑・無期懲役5年以上	25年	廃止
強盗殺人・強盗致死	死刑・無期	25年	廃止
強盗強姦致死	死刑・無期	25年	廃止
強制わいせつ等致死	無期・懲役3年以上	15年	30年
強姦等致死	無期・懲役5年以上	15年	30年
集団強姦等致死	無期・懲役6年以上	15年	30年
障害致死	懲役3年以上	10年	20年
危険運転致死	懲役1年以上	10年	20年
自動車運転過失致死	懲役・禁固5年以下・罰金100万円以下	5年	10年
業務上過失致死・重過失致死	懲役・禁固5年以下・罰金100万円以下	5年	10年
過失致死	罰金50万円以下	3年	3年

活動報告 2010年6月～2010年11月

2010年6月

- 7日 伊藤裕会員が大阪府政策企画部青少年・地域安全室治安対策課企画グループより依頼を受け、「犯罪被害者が少しずつ立ち直れるための支援とは!」について大阪府職員、府民100名を対象に講演をした。
- 8日 林幹事が大阪府警察学校専科教養部、被害者支援専科にて講師を務めた。
- 17日 内村幹事が千葉県柏警察署で講演した。
- 同日 近藤会員が内閣府と千葉県(社)千葉犯罪被害者支援センター主催の公開講座の講師を務めた。
- 24日 松村副代表幹事が第5回基本計画策定・推進専門委員等会議に出席した。高橋(正)幹事が随行した。
- 25日 日弁連会長へ岡村代表幹事より回答の催促状を送付した。(6/25付)

2010年7月

- 14日 林幹事が京都教育大学附属高校にて講演をした。
- 22日 高橋(正)幹事が千葉CVSセンターで講演した。
- 25日 林幹事が徳島県美馬にて講演した。
- 同日 高橋(幸)幹事がひょうご被害者支援センターで講演した。
- 27日 内村幹事が千葉CVSセンターで講演した。
- 29日 松村副代表幹事が第6回基本計画策定・推進専門委員等会議に出席した。高橋(正)幹事が随行した。
- 同日 林幹事が網走刑務所にて、受刑者を対象に講演を行った。

2010年8月

- 21日 林幹事が堺女性大学にて講演を行った。

2010年9月

- 9日 岡村代表幹事は法務省の第3回死刑の在り方にについての勉強会に出席した。宮園幹事、鈴木会員が同行して心情を述べた。
- 10日 宮園幹事が練馬区総務部人権課・男女共同参画課の依頼を受け「犯罪被害者等支援に関する研修」において職員対象に講師を務めた。
- 12日 廣瀬会員が佐賀県鳥栖西中学校で、同中と県警

から依頼を受け、生徒・保護者530人に「命の大切さ」を訴え講演した。

- 14日 松村副代表幹事が第7回基本計画策定・推進専門委員等会議に出席した。高橋(正)幹事が随行した。
- 15日 松尾会員が福岡県・市町村犯罪被害者等支援担当職員研修会で、被害者遺族の立場から北九州市AIMにて講演した。
- 19日 松村副代表幹事/渡辺幹事が(社)日本精神科看護技術協会から依頼を受けて犯罪被害者の権利について講演した。

2010年10月

- 2日 高橋(正)幹事と大澤弁護士が岡山にて経済的補償に関するヒアリングを行った。
- 16日 松畠弁護士と中村弁護士が姫路にて経済的補償に関するヒアリングを行った。
- 18日 二宮会員が福岡県・市町村犯罪被害者等支援担当職員研修会で、被害者遺族として久留米市庁舎にて講演した。
- 21日 高橋(幸)幹事と市原・一井・坂口会員が、岡山県人権教育交流体験研修会で、学校教職員30人を対象に5グループに分かれて体験交流会をもった。
- 22日 渡辺幹事が神奈川犯罪被害者支援ボランティア養成講座初・中級「犯罪被害者・遺族の声を聞く」において講演した。
- 23日 落合会員が府中第八中学校/道徳授業地区公開講座にて、生徒等530人に生命の尊さについて講演した。
- 26日 廣瀬会員が福岡県・市町村犯罪被害者等支援担当職員研修会で、被害者遺族として福岡市吉塚合同庁舎で講演した。
- 28日 高橋(正)幹事が法テラス職員研修会で講師を務めた。松村副代表と澤田会員が被害者の立場から話をした。

2010年11月

- 2日 林幹事が三重県「津高校」にて生徒対象に講演をした。
- 5日 内閣府犯罪被害者施策推進室の犯罪被害者週間にに対する考え方が犯罪被害者の尊厳・人権を無視するものとして、太田室長宛に要請と質問をした。
- 同日 高橋(幸)幹事、市原会員が岡山県美作県民局主

- 催の犯罪被害者週間プレシンポジウムとして、「その後を生きる、地域の中で」と題し、ノンフィクションライター藤井誠二氏、川崎政宏弁護士とパネルディスカッションを持った。
- 7日 関西集会有志による人形劇「悲しみの果てに」が法務省・文化省共催の「ハートフルおおさか2010」にて公演され、また体験講演も行った。
- 8日 太田裕之内閣府犯罪被害者施策推進室長より回答が届いた。
- 同日 日弁連会長から回答が得られないため、副会長宛にも文書を出し回答の催促をした。
- 12日 日弁連会長より再度、回答は差し控えるとの回答が届いた。
- 15日 内閣府犯罪被害者推進室室長からの回答は、犯罪被害者の尊厳・人権や犯罪被害者週間を理解しているとは思えず、犯罪被害者の施策を推進する立場のある者として相応しくないとして、仙谷由人内閣府犯罪被害者施策推進会議会長へ適切な対処をしていただくよう文書を送った。
- 同日 澤田会員が中野区の依頼で中野区第八中学校において中学3年生を対象に犯罪被害について講演をした。
- 17日 落合会員が福島県警「被害者に優しい人づくり事業」の一貫で福島県会津若松市立第四中学校にて生徒650人に向けて講演した。
- 19日 高橋(幸)幹事がとつり被害者支援センターで講演した。
- 同日 内村幹事が千葉県犯罪被害者等支援のための相談関係機関職員研修(基礎研修)において、犯罪被害者の立場から講演した。
- 22日 日弁連へ5回目の催促をした。
- 25日 松村副代表幹事が島根県警察本部の依頼で被害者連絡協議会会員を対象に「犯罪被害者の現状と支援」について講演した。
- 同日 落合会員は(社)千葉犯罪被害者支援センターにおいて、県内各市町村相談窓口職員及び県関係機関職員対象に「犯罪被害者等支援のための相談関係機関職員研修(専門研修)」に係る講演をした。
- 26日 松村副代表幹事が島根県警察本部の依頼で警察官及び警察職員を対象に「犯罪被害者が警察に求めること」について講演した。
- 27日 松畠弁護士が長野犯罪被害者支援センターの依頼を受け「被害者的人権の確立と今後の展望」について講演した。
- 同日 高橋(幸)幹事が島根被害者支援センターで講演した。
- 28日 岡村代表幹事が犯罪被害者団体ネットワークより依頼を受け、犯罪被害者週間全国大会2010において「犯罪被害者の権利を求めて」と題して講演をした。

幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告

幹事会報告 第93回(平成21年11月)～第97回(平成22年5月)

第93回 平成22年7月17日(土)

第11回大会会場として3会場候補から、サイエンスホール(竹橋)に決定した。400名収容で夏樹氏の講演にも充分耐えられる。経済的補償制度について白井弁護士から素案が示され、要綱骨子を決定した。①一時金の他に年金方式を取り入れる②現物給付を行う③遡及適用④生活困窮の被害者には被害前の生活を保障する。更に検討したうえで、内閣府に提案することになった。日弁連からは公開質問状に対する返事が無いことが報告された。「一瀉千里」の原稿チェック(初回～5回)は在京幹事で行うこととした。

第94回 平成22年8月16日(月)

犯罪被害者団体のネットワークから犯罪被害者週間の11月28日に開催する大会で岡村代表が講演することが確認された。その後3時間にわたり一瀉千里の原稿を集中的にチェックし、来週中には原稿チェックが終了する見通しとなった。その中に掲載する写真、補足資料もその候補の選出をした。あすの会の体制について意見を交換した。

第95回 平成22年9月12日(日)

岡村代表から「法務省死刑のあり方について 第3回勉強会」陳述内容について報告された。第二次犯罪被害者等基本計画見直し案について松村副代表から説明がされ、日弁連の自治権発言について意見が集中した。パブリックコメントが10月中旬から募集されるので、各自応募するように要請された。日弁連とあすの会との応酬では日弁連から「差し控える」との回答があったことが報告された。第11回大会のプログラムが検討された。

第96回 平成22年10月24日(日)

犯罪被害者等基本計画見直しに関するパブリックコメントの募集及び応募方法について説明があった。会の今後について議論された。来年の大会において、経済補償制度について会員の困窮の実例を発表することになり、候補者を決めた。会のホームページにて被害者参加裁判で被害者参加弁護士に相談できるコーナーを設けることにした。一瀉千里、リーフレット、展示パネルについて話し合われた。

関東集会報告 第93回(平成22年6月)～第96回(平成22年10月)

第93回 平成22年6月19日(土)出席者22名(会員16名)

第4回基本計画策定・推進委員会等会議の主な取り組みは損害回復・経済的支援等刑事手続きへの関与拡充、精神的・身体的被害の回復などであることが松村副代表から報告されました。被害者のための法整備を確立してほしいと思います。

高橋弁護士から新しい経済的補償制度の構想が話されました。特に医療関係援助と生活援助の現物支給について細かく説明されました。困窮されている方々が安心して治療に専念し、以前と同じような生活が営めるようになってほしいと望みます。日弁連被害者支援委員会の委員であったあすの会弁護団の先生3人が委員から外れたのを期に18人で被害者支援弁護士フォーラムを立ち上げ、今後も被害者にそった支援施策を考えていきたいと話されました。

最後に集会会計担当からH21.7.1～H22.7.31までの会計報告がありました。

第94回 平成22年7月17日(土)出席者14名(会員12名)

基本計画策定・推進専門委員会等会議における経済的補償制度検討について、委員の松村副代表から説明があり、一時金+年金、現物給付、又は独立した制度についての検討がされていることが報告されました。あすの会では独自に困窮している被害者に聞き取りを行い、補償制度を提案したいという意見の一一致みました。

公訴時効、裁判員制度等が話題として上がりました。裁判員制度の中では1.市民感覚と被害感情2.死刑求刑事件への対応3.公判前整理手続きを期間の長期化(1年はかかる)4.執行猶予と保護観察付判決についてどう対応すればよいのかが問題点になるだろうという意見が出されました。

今回は顧問弁護団の池田毅弁護士の参加をいただき、全員との質疑応答も活発になされました。

第95回 平成22年9月18日(土)出席者21名(会員17名)

平成23年1月23日に開催される大会は会場が科学技術館

サイエンスホールに決定した事が報告され、集会でも大会について意見を聞きました。

会員より、損害賠償請求訴訟について決断しかねていたが、兄弟との話し合いや、会員のアドバイスにより、後悔しないように訴訟を起こすことにしたとの報告がされました。出席者も支援の意を表しました。入会希望者が1名参加されました。事件のあらましや入会希望の理由などを聞き、会の趣旨をご理解いただけるよう説明をしました。

死刑制度について話し合いました。刑場公開して死刑囚の命について論ずるならば、理不尽に残酷な方法で殺害された罪なき被害者がいることを考えてほしいとの意見で一致しました。「死刑制度は絶対必要不可欠である」ということが関東集会の総意となりました。

第96回 平成22年10月16日(土)出席者17名(会員11名)

第二次犯罪被害者等基本計画案骨子に対するパブリックコメント(11月5日〆切)を積極的に出すように、高橋弁護士、松村副代表から助言がありました。

刑事裁判途中の会員より、民事裁判についての疑問点などが質問され、高橋弁護士が丁寧に指導してくださいました。

裁判員制度と死刑判決について、秋葉原耳かき店の店員とお祖母さんの事件を例に考えました。

今回は高知学芸高校上海列車事故のドキュメント番組「国境を越えた和解」を鑑賞しました。日本側弁護団として活躍なさった岡村代表の人となりが改めて感じ取られました。岡村代表はご欠席でしたが、涙ぐむ事多く、岡村代表を誇りと思う会員が殆どだと感じました。

以前ボランティアをしてくださっていた中村亮さんが司法修習を終え無事に弁護士になられました。再び集会に参加してください、会の歴史を感じました。

10月29.30日予定の関東集会懇親旅行について旅行幹事から説明があり、天候の良いことを願って終了しました。

関東集会 次回以降のお知らせ

日時：12月20日(土) 時間：14:00～16:50 場所：事務局までお問い合わせください。会費：500円

関西集会報告 第107回(平成22年6月)～第110回(平成22年10月)

第107回 平成22年6月6日(日)出席者22名(会員16名)

林幹事から幹事会報告と犯罪被害者等基本計画見直しスケジュール(案)の説明があり、あすの会としてどう活動するべきか話し合いました。あすの会が推進する「全く新しい犯罪被害者補償制度」(案)についても各会員に考えを発表してもらい、幹事会に提出する資料を作成しました。林幹事から日弁連との

公開討論のやりとりについて説明を受けた後あしなが育英会と厚生労働省の共同募金の概要、警察庁の財団法人「犯罪被害救援基金」や国土交通省の日本財團における被害者団体、被害者支援団体への財政的援助の実施状況などの説明を受けました。

会員みんなが10年の記録の重みをかみしめてNNNドキュメ

ント'10「償いのカタチ～知られざる事件後の無情～」のDVDを鑑賞しました。

第108回 平成22年8月1日(日) 出席者21名(会員12名)

あすの会の推進する新しい補償制度(案)について、林幹事より説明があり、意見交換が行われました。犯給法の支給実績や新たに年金制度を取り入れた旨の説明を受け、この補償制度(案)を関西集会としても推進することになりました。今後の活動としてパブコメや署名活動を行うことを決めました。

「大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業」の補助金で「のぼり」を作成することとなりデザイン等を検討しました。大阪市の平成22年度犯罪被害者支援事業の取り組みについて、市民局人権室より説明をいただきました。具体的には①講演会「いのちの大切さを伝える」②人権啓発フェスティバル③犯罪被害者週間での街頭啓発活動やパネル展④市民セミナーなど大阪府や府警と連携を図り実施される予定です。あすの会としても街頭活動やパネル展はもちろん演者の派遣や人形劇など協力していきます。

犯罪被害者の家族で損害賠償命令制度を経験された小菅さんが参加され、弁護士への弁護費用と賠償金からの報酬などについて意見交換をいたしました。

第109回 平成22年9月4日(土) 出席者15名(会員13名)

「平成22年度犯罪被害者等に関する標語一覧」より関西集会として5点を選択しました。

大阪府警被害者対策支援官より「大阪府警の取り組みについて」お話を頂きました。予算が少なく、国費予算も今年は無いそうです。人員が少なく体制が取れず、被害者との取り組み、警察と行政とのつながりが無いなど予算が増えればいろいろやりたい事がある様です。会員の中から質疑応答もありました。有難うございました。

林幹事より幹事会報告があり、手元の資料の中で「基本計画推進会議、議事録」の説明がありました。今井会員のご長男が暴行事件により「高次脳機能障害」になられた事を例にとり、あすの会の新しい被害者補償制度一時金と他に年金方式について説明と意見が交わされました。その後に、議事録部分読みと説明が行われて、出席者の中から幾つかの質問が出されました。

第110回 平成22年10月3日(日) 出席者18名(会員13名)

幹事会報告として、岡村代表参加の死刑廃止に関する法務省での勉強会、第11回全国犯罪被害者の会の実施要綱、内閣府のパブコメに関する件などが報告されました。

「あすの会10年の歩み」のDVDを上映し全員感慨深い思いで鑑賞しました。DVDを入手したいとの要望がありました。クレオ大阪西フェスタでの展示や被害者週間での大阪市役所でのパネル展示及び人権博物館での展示物の内容などを検討しました。人権啓発フェスティバル「ハートフルおおさか2010」では人形劇を実施する旨の連絡がありました。

高橋弁護士がゲスト参加され、経済的困窮者の救済問題について1980年代からの経済的支援の考え方や内容の推移を分かりやすく説明して頂きました。

複数の会員より加害者が服役態度の評価如何に関わらず出所してくる事に恐怖を感じているとの意見が出され意見交換をいたしました。加害者に関する情報提供は勿論、再犯の恐れのある加害者の刑の延長や被害者を一定期間警備する体制づくりなど被害者を保護する制度を求める意見が出されました。

臨時集会 平成22年10月28日(木)

内閣府第二次基本計画パブコメ説明のため臨時集会を行いました。

関西集会 次回以降のお知らせ

日時・場所: 次回開催分につきましては未定です。

九州集会報告 第46回(平成22年7月)、第47回(平成22年9月)

第46回 平成22年7月25日(日) 参加者9名(会員4名)

新しい被害者補償制度における、一時金及び年金の案について話し合いました。過去の被害であっても現在、生活や医療に困窮している人に適用を認めること、親族間の犯罪やDVによる事件も制限を設けない制度を希望する等の意見がでました。

北九州市で平成14年に発覚した、連続監禁殺人事件の被害者遺族が、犯罪被害者給付金を申請ましたが、県公安委員会は不支給と裁定しました。それに対し提訴した給付訴訟の判決が福岡地裁であり、「不支給の処分は違法」として、県公安委員会の裁定を取り消しました。支援弁護団等は県公

安委員会に控訴断念を申し入れましたが、県は判決を不服として控訴しました。日ごろ犯罪被害者の支援救済を唱えている県トップの言葉は、真に被害者のことを考えておらず、落胆と憤りを感じました。

福岡県生活安全課より被害者の公営住宅優先入居について、県営・市営の2ヶ所を被害者に示し、被害者の希望に添い入居してもらった実例の報告がありました。今年も被害者支援窓口職員研修会の講演依頼があり、3会場の講演を受託しました。

福岡高等検察庁より各地検に設けている被害者支援窓口とは別に、福岡地検に新たに「犯罪被害者総合対策室」を設

置し、県警や他の機関との連携を密にして犯罪被害者の支援に取り組むと報告がありました。

第47回 平成22年9月26日(土)出席者7名(会員3名)

前幹事藤田博氏の計報をお伝えし、ご冥福をお祈りいたしました。

「法務省死刑の在り方について勉強会」での岡村代表談について報告があり話し合いました。

「第2次基本計画見直し案」について、資料により説明の上話し合いました。特に給付金の支給に係る制度の充実等、新

しい補償制度の創設と刑事に関する手続きへの参加の機会拡充する制度に重点を置き、パブリックコメント(意見募集)の際の周知と協力を依頼しました。

佐賀県の中学校で生徒・保護者に対する講演や、福岡県・市町村の犯罪被害者支援担当職員へ講演の意見・感想、自助グループ活動の話など、報告がありました。

県生活安全課より、9月に開催した被害者支援職員研修会での講演に対するアンケートの報告がありました。

福岡高等検察庁に昨年10月に依頼して、九州内の各地検に配置した「Q&A」の8ヶ月間の利用状況が報告されました。

九州集会 次回以降のお知らせ

日時：1月30日(土) 時間：13:00～17:00 場所：農民会館

弁護団会議 第72回(平成22年6月)～第77回(平成22年10月)

第72回 平成22年6月9日(水)

新しい被害者補償制度の要綱(案)を検討いたしました。一時金支給、年金支給などの案がでました。

収拾について議論されました。さらに、法テラスでの弁護士研修についても意見交換がなされました。

第73回 平成22年6月18日(月)

引き続き要綱(案)の一時金支給、年金支給について検討いたしました。

第76回 平成22年9月13日(土)

あすの会幹事会で話し合われた次回大会決議での、裁判員制度での凄惨な写真の裁判員への開示について公正な裁判の観点から制限すべきでないとの決議理由が起案されました。さらに死刑制度廃止問題については被害者の立場に立った研究会立ち上げの必要性について検討されました。

第74回 平成22年7月14日(金)

遺族補償のあり方、後遺障害が残った場合の補償のあり方について話し合いました。

第77回 平成22年10月7日(土)

要綱(案)について話し合い、更に困窮している被害者への聞き取りを続けることになりました。あすの会ホームページに被害者参加裁判に参加する弁護士への相談コーナーを設ける提案が検討されました。

第75回 平成22年8月27日(金)

今後の新しい補償制度成立へ向けての予定が話し合われ、街頭署名実施とその時のピラ案文、原爆被爆者援護法等の類似の法制度調査、困窮している被害者の事例

第11回 全国犯罪被害者の会(あすの会)大会・シンポジウム

「新しい経済補償制度を求めて」

第11回全国犯罪被害者の会(あすの会)大会・シンポジウムの概要が決まりました。今回のテーマは「新しい経済補償制度」です。皆様のご参加をお待ちしております。

[プログラム(予定)]

来賓挨拶 村田 吉隆 元犯罪被害者対策担当大臣

特別講演 作家 夏樹静子氏 「被害者の心を思う」

シンポジウム「新しい経済補償制度」

総会

日時:2011年1月23日(日) 12時30分(受付開始)

会場:科学技術館 サイエンスホール

東京都千代田区北の丸公園2-1

TEL. 03-3212-8485

[交通機関のご案内]

【東京メトロ東西線】 T-08「竹橋」駅下車(1b出口)徒歩7分

T-07「九段下」駅下車(2番出口)徒歩7分

【東京メトロ半蔵門線】 Z-06「九段下」駅下車(2番出口)徒歩7分

【都営地下鉄新宿線】 S-05「九段下」駅下車(2番出口)徒歩7分



会員の声

被害者の声を上げることの大切さ

神原郁子

私たち親子4人の幸せな家族を壊されたのは37年前のことです。子供達を保育所に送り届け、夫婦ふたり肩を並べての通勤中の出来事でした。背後から来た面識のない男に突然、夫が左足大腿部を刺されたのです。病院でその二日後、夫は帰らぬ人となりました。

当時は29歳、長男5歳、長女4歳の時でした。そしてこの事件は僅か7年で時効になりました。苦しんでいる被害者のことなどおかまいなしで、たった二字の時効という言葉だけで片付けられ、どれだけ悔しい思いをし、苦しめられたことでしょう。

何の手掛かりもなく、悶々としている時に同志社大学の大谷実先生が被害者支援を唱えておられたのを知り、藁をも掴む思いで参加しました。ここでいろいろな被害者にお会いし、一人息子を失った一瀬さんにも出会いました。一瀬さんは泣き寝

入りしないで皆で犯罪をなくしましょう、被害者に国家補償をと訴えており、一人で悩んでいた私は目から鱗でした。道半ばで一瀬さんは亡くなりましたが、私たち被害者の運動で犯給法は実現しました。しかし遡及せずに私たちには何の補償もなくそれぞれ生きるための生活がかかっており、運動はそこでストップしたまででした。

あすの会が引き続き声をあげて被害者の権利を一つずつクリアしてくれています。私のどうしても納得できなかつた“時効の撤廃”も実現できました。被害者の運動は被害者が声をあげなければ改善されないことを実感しました。犯罪をなくす運動もますます重要になっています。今取り組んでいる人形劇やパネル展、学校等への講演などを発展させて、人生を狂わされる人を一人でもなくす為に力を合わせて頑張りましょう。

報道おぼえがき — 平成22(2010)年5月～平成22(2010)年10月

2010年 5月	18日 京都地裁 裁判員裁判 威力の点滴に水道水を混ぜ死傷させた母親に自己中心的な犯行と懲役15年 同日 20日埼玉地裁 裁判員裁判 通行中の女性にわいせつ行為をした男性に検察側の求刑を上回る懲役8年を言い渡した。裁判員裁判で求刑を上回る判決は初めて。
21日 東京地裁 強姦致傷罪に問われた少年に人格を無視した悪質卑劣な犯行と懲役6年6月	
24日 大阪地裁 裁判員裁判 自宅で父親を殺し凍死した母親の遺体と共に押入に遺棄した男性に懲役7年。裁判員が理解するのが難しいと鑑定医が直接鑑定結果を説明	
26日 東京高裁 高裁が裁判員裁判の判決を初めて破棄	
6月	1日 大阪・旭区 売上金を奪い殺害したとして男を無期懲役 2日 東京地裁 裁判員裁判 同僚を殴り死亡させた傷害致死罪に問われた男に懲役5年6月 13日 大阪 父に殺してくれと頼まれ殺した17歳の息子を囑託殺人容疑で逮捕 同日 東京地裁 裁判 09年10月の女性従業員を殴り現金を奪った強盗致傷罪に問われていた男に懲役3年 同日 東京高裁 07年1月に杉並で親子が刺殺された事件で強盗殺人、窃盗未遂の罪に問われた男の控訴審判決の2審も無期懲役 22日 広島・広島市 マツダ本社宇品工場で車を暴走させ無差別に11人をはね死傷させた、元マツダ期間社員を殺人未遂と銃刀法違反の容疑で現行犯逮捕 同日 東京高裁 06年に夫を殺害し遺体を切断し捨てた殺人と死体損壊遺棄罪に問われた女性の控訴審判決があり1審では心神喪失状態としたが2審は正常と懲役15年 同日 東京高裁 09年7月に妻を殴り殺害した傷害致死罪に問われ懲役3年を実刑とされた男性の控訴審判決があり、被告はがんでも余命が短く執行猶予付き判決を求めたが1審判決を支持し公訴を棄却 24日 東京地裁 裁判員裁判 現金を奪い覚醒剤を注射して死なせたとして強盗致死罪に問われた当時19歳の男の判決があり、悪質であると懲役17年
7月	2日 東京地裁 裁判員裁判 09年マージャン店従業員の男性殺害の被告に無期懲役判決 同日 神奈川・横浜市 弁護士を刺殺した男を逮捕 同日 群馬・太田市 01年群馬で男性が刺殺された事件でICPOを通じて殺人容疑で国際手配していたペルー人がペルーで拘束。日本政府はペルー政府に代理処罰を要求 22日 福島地裁郡山支部 09年老人福祉施設で入所者に暴行し死亡させた傷害致死罪に問われた介護士に懲役7年6月 24日 神奈川・横浜市 箱に1歳児を入れ窒息死させたとして監禁致死容疑で母親らを逮捕 26日 千葉地裁 裁判員裁判 女性殺害・次女連れ去り事件で殺人逮捕監禁などの罪に問われた男の初公判が始まった。被告は殺意を否認 27日 東京地裁 秋葉原無差別殺傷事件で殺人罪などに問われた男が被告人質問で事件を起こすべきではなかった。反省していると述べた 28日 東京拘置所 宝石店強盗殺人放火事件の死刑囚2人の死刑が民主政権初、千葉法相立会いの下、執行される 同日 水戸地裁土浦支部 布川事件で強盗殺人罪に問われ無期懲役の判決が確定された2人の再審第2回公判が開かれた
8月	3日 大阪地裁 内縁の妻の子を衰弱死させた保護責任者遺棄致死と死体遺棄の罪に問われた男に懲役12年の実刑判決 同日 東京地裁 08年秋葉原無差別殺傷事件の被告の被告人質問が4日間18時間に渡り行われた 6日 法務省 死刑制度の存廃を含め制度のあり方を研究する省内勉強会の初会合を開いた 9日 東京地裁 不同意堕胎医師に懲役3年執行猶予5年の判決 11日 広島・広島市 05年、小学生の女児を殺害した事件の差し戻し控訴審判決で無期懲役とされたペルー国籍の被告の弁護士は上告しないことを明らかにし無期懲役判決が確定 同日 宮城県・仙台市 8日に高校教諭が殴殺された事件で2人の男を逮捕したが12日被害者の妻も殺人容疑で逮捕した。

27日	東京拘置所 法務省は死刑執行が行われる東京拘置所内の刑場を公開。千葉法相が死刑のあり方に関して国民的な議論を巻き起こしたいとして公開を指示。
同日	千葉地裁 {裁判員裁判} 現金を奪い暴行を加え死なせたとして逮捕監禁と強盗致死の罪に問われた被告に残虐かつ悪質とし懲役25年判決。
同日	仙台 {裁判員裁判} 2つの事件で強盗殺人罪と殺人罪に問われた被告の判決があり両事件とも懲役15年と無期懲役。併合罪は適用されずそれぞれ別に出された。
31日	最高裁が平成23年裁判員候補者名簿に載せる人数が31万人になると発表

9月	2日 和歌山・和歌山市 旅館に放火し懲役6年の実刑判決を受けた息子の父親が息子の無罪を主張し検察庁で検察官を刺し傷害容疑で現行犯逮捕
同日	宮城県・仙台 高校教諭が殴殺された事件で仙台地裁は被害者の妻を殺人罪で起訴
7日	東京地裁 {裁判員裁判} 認知症の母親の介護疲れから母親を絞殺し殺人罪に問われた女に懲役4年6月の実刑判決
8日	山形地裁 {裁判員裁判} 義理の伯母を絞殺したとし殺人罪に問われた男性に精神発達遅滞の障害があつたとし懲役30年の判決
9日	宇都宮地裁 {裁判員裁判} 父親を刺殺し実家に放火したとし殺人罪に問われた被告に懲役15年の判決。今回の裁判員裁判には視覚障害者が初めて裁判員を務めた。
14日	横浜地裁 {裁判員裁判} 模型店の店主が殺害された事件で殺人罪に問われた被告に懲役20年の判決
同日	東京地裁 {裁判員裁判} 荒川河川で口論から喧嘩になり知人男性を沈めて殺害した男に懲役15年の判決
17日	東京地裁 {裁判員裁判} 合成麻薬を服用し容体が悪化した女性を死なせた保護責任者遺体致死罪に問われた元俳優の男に懲役2年6月の実刑
29日	東京・豊島区 01年男性が刃物で刺殺された事件で隣の民家に住む容疑者を殺人容疑で逮捕。未解決事件を扱う特命捜査対策室による摘発は初めて
30日	福島地裁郡山支部 {裁判員裁判} 小学生の長男を殺害したとして殺人罪に問われた母親に懲役7年の判決

10月	1日 大阪地裁堺支部 {裁判員裁判} 男児を虐待死させた内縁の夫に懲役8年の判決
同日	東京地裁 小学生の子供を暴行死させた継父に懲役8年、母親に懲役5年の判決
同日	水戸地裁 {裁判員裁判} 女性が殺害され自宅が放火された事件で被告に無期懲役の判決。
同日	東京地裁 {裁判員裁判} 父親の交際相手を刺殺したとし殺人罪に問われた被告に心神耗弱状態だったとし懲役7年の判決
6日	東京地裁 {裁判員裁判} 簡易宿泊所で同宿の知人男性を刺殺したとし殺人罪に問われた被告に懲役24年の判決
8日	東京地裁 {裁判員裁判} 暴力団組員の男性を射殺したとし殺人の罪に問われた被告に懲役30年の判決
同日	東京高裁 フィリピン女性2人を殺害し死体損壊・遺棄の罪に問われた被告に無期懲役とした1審を破棄し求刑通り死刑の判決
15日	大阪地裁 08年車ではね引きずり死亡させ逃亡無免許の犯人に懲役15年実刑判決。
同日	名古屋地裁 {裁判員裁判} 名古屋城の敷地内で心身に傷害がある娘を殺したとして殺人罪に問われていた父親に懲役6年の判決
25日	東京地裁 {裁判員裁判} 耳かき店員殺人事件の被告に、裁判員裁判で初めて死刑が求刑される。
26日	東京地裁 {裁判員裁判} 同居していた母親の内縁の夫を暴行死させたとして傷害致死罪に問われていた男に懲役8年の判決
同日	東京地裁 {裁判員裁判} 元妻の長女を虐待死させ傷害致死容疑に問われた元夫に懲役9年の判決

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

ゆうちょ銀行
00170-6-100069 「あすの会」

三井住友銀行 丸の内支店
(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 真」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店
(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 真」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあられた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

編集後記

異常な酷暑が去り、平年並みの気候に戻りつつあるこの頃、被害者が参加した裁判員裁判で初めての死刑判決が横浜地裁で下されました。死刑判決そのものは、被害者の心情を少しほとこ配慮した結果でしょうが、裁判員、裁判所側も依然として「永山判決」を基準として考えているようであることは残念としか言いようがありません。所詮被害者でない幸せな人々の熟慮の末なのでしょうか。

それが裏付けられたのは、裁判長の「控訴」を進める発言にも表れていると思えます。一般人である裁判員が、加害者に「死刑」と言うのは精神的に多大な負担になることは十分想像ができます。故意に他人の人命を奪った者には、その人数に関係なく、自分の命で償うしか責任の取り方はないのだという社会規範が成立することを期待します。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお願ひ申し上げます。



本誌は(財)矯正協会刑務作業協力事業部から助成を受けて作成しました。